

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

（地域保健法及び構造改革特別区域法の一部改正）

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「第一百八条第二項」を「第一百八条第二項第一号」に改める。

一 地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第二項

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項